

独立行政法人国立公文書館の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

「業務運営の効率化の着実な推進と、次期中期計画に向けた取組が積極的に行われたことが認められる。」との評価を受けており、役員報酬は一般職の国家公務員の給与水準に準じた支給を行っている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、12月より俸給月額を1,069,000円から1,065,000円に引き下げるとともに、12月期の期末特別手当の支給割合を100分の170から100分の175に引き上げた。
理事(非常勤)	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、12月より非常勤役員手当月額を482,000円から480,000円に引き下げた。
監事(非常勤)	国立公文書館の業務執行体制の全体的な見直しを行い、4月より非常勤役員手当月額を483,000円から321,000円(館長が指定する監事にあっては518,000円から345,000円)に引き下げた。 また、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、12月より非常勤役員手当月額を321,000円から320,000円(館長が指定する監事にあっては345,000円から344,000円)に引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
館長	千円 20,141	千円 12,812	千円 5,653	千円 139 (通勤手当) 1,537 (調整手当)	-	-
理事 (人)	千円 該当者なし	千円 -	千円 -	千円 -	-	-
理事 (非常勤) (1人)	千円 5,776	千円 5,776	千円 -	千円 -	4月1日 1名	-
監事 (人)	千円 該当者なし	千円 -	千円 -	千円 -	-	-
監事 (非常勤) (2人)	千円 7,984	千円 7,984	千円 -	千円 -	4月1日 1名	-

調整手当とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤職員に対して支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
館長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標に従い、平成18年度以降5年間に於いて平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行う。併せて、俸給水準の引き下げなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて6月期及び12月期の勤勉手当を支給する。また、特に勤務成績の優れた職員については、特別昇給を実施する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、勤務成績及び在職期間に応じ、それぞれ6月30日、12月10日に支給する。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年12月1日より一般職国家公務員の給与改定に準じ、以下のとおり改正した。
 全俸給月額を平均0.3%引き下げた。
 配偶者に係る扶養手当月額を13,500円から13,000円に引き下げた。
 12月期勤勉手当の成績率を100分の70から100分の75(幹部職員にあっては100分の90から100分の95)に引き上げた。
 12月期期末特別手当の支給割合を100分の170から100分の175に引き上げた。
 平成17年4月から11月までの期間に係る給与の官民格差相当分を解消するため、12月期の期末手当又は期末特別手当で調整措置を行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	29人	46.2歳	7,860千円	5,715千円	191千円	2,145千円
事務・技術	25人	45.7歳	8,104千円	5,878千円	196千円	2,226千円
研究職種	2人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円
技能職種	2人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円

技能職種とは、歴史公文書等の修復業務を行う職種及び守衛業務を行う職種を示す。

注1: 研究職種・技能職種については、該当者がそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当がないので記載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員。以下 まで同じ)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	4人	57.0歳	-千円	11,729千円	-千円
本部係員	3人	27.2歳	-千円	3,544千円	-千円

注:本部課長、本部係員はそれぞれ該当者が4人以下であり、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、第1・第3分位を記載していない。

分布状況のグラフ(別紙)

(研究職員)

当法人における研究職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、研究職員に係る年間給与の分布状況に関する記載は省略した。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		課長	課長	課長	補佐	補佐
人員 (割合)	25人	0人 (%)	0人 (%)	3人 (12.0%)	3人 (12.0%)	5人 (20.0%)
年齢 (最高～最低)				57歳 56歳	57歳 51歳	51歳 45歳
所定内給与年額 (最高～最低)				8,928千円 8,184千円	7,902千円 6,960千円	6,858千円 6,409千円
年間給与額 (最高～最低)				12,600千円 11,308千円	10,828千円 9,748千円	9,480千円 8,881千円

区分	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	補佐	係長	係長	係員	係員
人員 (割合)	1人 (4.0%)	5人 (20.0%)	5人 (20.0%)	1人 (4.0%)	2人 (8.0%)
年齢 (最高～最低)		45歳 39歳	56歳 33歳		
所定内給与年額 (最高～最低)		5,381千円 4,734千円	5,302千円 3,682千円		
年間給与額 (最高～最低)		7,535千円 6,650千円	7,217千円 5,105千円		

注:5級、2級及び1級における該当者が1名ないし2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		首席研究官	首席研究官	主任研究官	研究官	研究官
人員 (割合)	2人	()%	()%	()%	()%	()%
年齢 (最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額 (最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額 (最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

注：当法人における研究職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.6%	59.4%	59.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.4%	40.6%	40.5%
	最高～最低	42.9%	41.0%	41.9%
		32.8%	40.2%	37.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	66.8%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.4%	33.2%	33.3%
	最高～最低	36.4%	39.0%	36.4%
		31.2%	30.9%	31.3%

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%

注：当法人における研究職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

110.6

対他法人

103.4

(研究職員)

对国家公務員(研究職)

74.5

対他法人

72.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員の国家公務員(行政職(一))との比較ラスパイレズ指数が110.6であることについては、対国・地域別のラスパイレズ指数が99.1であることから、職員の約9割が東京都区部在勤で、調整手当(12%)が支給されていることが影響しているものとする。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 376,935	千円 382,678	千円 (%) 5,742 (1.5)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 -	千円 -	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 171,070	千円 182,641	千円 (%) 11,570 (6.3)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 53,105	千円 53,133	千円 (%) 27 (0.1)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 601,111	千円 618,453	千円 (%) 17,341 (2.8)	千円 (%) - (-)

(注) 本表と財務諸表の附属明細書とは端数処理の違いにより数字は一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額は対前年度比1.5%減少しているが、主な要因は職員の欠員があったこと等である。
- ・最広義人件費は対前年度比2.8%減少しているが、主な要因は非常勤職員の支給人員が少なかったこと等である。
- ・人件費削減の取組

[中期目標] 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

[中期計画] 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間で平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。

[基準日(平成18年3月31日)現在の人員] 44名(役職員数)

法人が必要と認める事項

特になし